



国土交通省では、官庁施設の防災性能に関して、“災害に備えるためにすべきこと”を「官庁施設の施設管理者のための防災性能確保ガイドブック」としてとりまとめました。

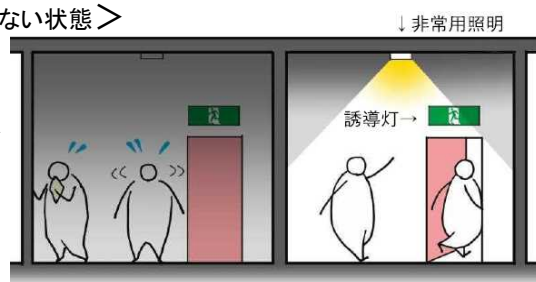
「官庁施設の施設管理者のための防災性能確保ガイドブック」は、次の点に着目しています。

- ・ 建物の損傷、腐食その他の劣化により、防災性能が低下した状態
- ・ 関係法令等の改正により、防災性能が最新の基準を満たしていない状態
- ・ 過去の模様替えや不適切な運用などにより、意図せずに防災性能が低下した状態

例：01. 停電時、真っ暗になりませんか？

＜非常用照明が点灯しない状態・誘導灯が点灯しない状態＞

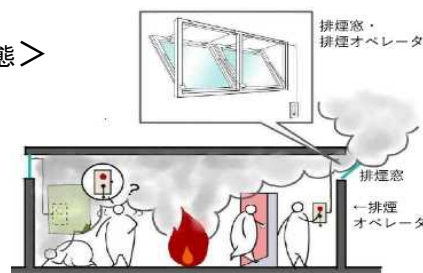
非常用照明なのに点灯しない！！
煙が充満してくると、いよいよ周りが見えなくなる。
真っ暗だと、方向感覚や上下感覚すら失う。



例：05. 煙の逃げ道、塞いでいませんか？

＜排煙窓が開かない状態、排煙オペレーターが見えない状態＞

膨れ上がって迫ってくる煙を、逃がす方法はちゃんとあるんです！
窓を開けるボタンやスイッチをポスターで隠すなんて・・・



本ガイドブックでは、建物の各部位や機器が持つ防災上の役割や機能について、

- ・ 本来どのような状態にあるべきなのか
- ・ その根拠となる法令等の規定は何か

を整理し、特に注意して頂きたい“防災性能を低下させる12の状態”について、とりまとめています。

○官庁施設の施設管理者のための防災性能確保ガイドブック

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000008.html

【補足】

本ガイドブックは、“災害に備えるためにすべきこと”という観点でまとめた資料です。
“発災時にすべきこと”については、次のように取り決めています。

○業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針 (平成22年3月31日付け国営設第136号)

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000014.html

⇒ 発災時に必要となる施設機能を施設管理者が確保する手法等について
とりまとめたもので、付録に次がある。

発災時チェックシート ⇒ 発災直後の点検確認項目をまとめた参考点検様式
通常時チェックシート ⇒ 発災時に必要な施設機能を、平常時に把握する
ための参考点検様式

○「官庁施設の被災情報伝達要領」及び「被災情報伝達様式」について (平成27年7月17日中央官庁営繕担当課長連絡調整会議申し合わせ)

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000022.html

⇒ 発災時における官庁施設の機能確保に係る点検の事項や体制、官庁施設が
被災した場合の対象となる施設の被災（無を含む）情報について、伝達に
係る事項、ルート、時期、手段、様式等を取りまとめたもの。

○地震により施設が被災した場合の設備機器に関する注意事項

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000008.html

沖縄総合事務局開発建設部では、災害の発生による官庁施設の事故・故障等の発生を
未然に防止し、施設利用者等の安全を確保する観点から、官庁施設の管理者の方々に対
して情報提供を行っています。



沖縄総合事務局開発建設部 営繕監督保全室では、施設の保全に関するご相談を随時受け
付けております。その他公共建築全般に係わるご相談も公共建築相談窓口で随時受け付けて
おります。業務上お困りのことがございましたら、下記の連絡窓口まで気軽にご相談下さい。



内閣府

～美ら島の未来を拓く～

内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号

那覇第2地方合同庁舎2号館

TEL: 098-866-0031 代表番号

営繕監督保全室 (内線5521) 098-866-1917 直通番号

【編集事務局】

【公共建築相談窓口】

営繕課 (内線5152) 098-866-1916 直通番号

ホームページアドレス : <http://www.ogb.go.jp/kaiken/tatemono>